

[資料]

大学における性的マイノリティ学生支援の取り組み — 中国・四国, 九州・沖縄の大学・短期大学の調査結果 —

羽田野 花 美^{1*} 多久島 寛 孝¹
末 永 芳 子¹ 大 坪 昌 喜¹

Survey report on university of Chugoku, Shikoku, Kyusyu and Okinawa
regarding the Sexual Minority

Hanami HADANO, Hirotaka TAKUSHIMA, Yoshiko SUENAGA, Masaki OTSUBO

I 緒言

LGBTとは、レズビアン (Lesbian; 女性同性愛者), ゲイ (Gay; 男性同性愛者), バイセクシュアル (Bisexual; 両性愛者), トランスジェンダー (Transgender; こころの性とからだの性との不一致) の頭文字をとったもので, 性的少数者 (性的マイノリティ) の総称の一つである¹⁾。国や人種に関係なく人口の4~10%程度が該当するとされており, 本邦では約13人に1人と推定されている²⁾。LGBTのうち, 「L」「G」「B」の三者は性的指向に関わる類型であり, 「T」は性自認に関する類型である。

性的指向³⁾とは, 人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念をいう。具体的には, 恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛 (ヘテロセクシュアル), 同性に向かう同性愛 (ホモセクシュアル), 男女両方に向かう両性愛 (バイセクシュアル) を指す。性自認³⁾とは, 自分の性をどのように認識しているか, どのような性のアイデンティティ (性同一性) を自分の感覚として持っているかを示す概念であり, 「こころの性」と呼ばれることもある。多くの人は, 性自認 (こころの性) と生物学的な性 (からだの性) が一致しているが, この両者が一致しないために違和感を感じたり, からだの性をこころの性に近づけるために身体の手術を通じて性の適合を望むことさえある (性同一性障害)。トランスジェンダーは性同一性障害と同一と解釈されること

があるが, 性同一性障害とはあくまで医療的なケアが必要とされる場合の診断名であり, トランスジェンダーの中には自分の身体の性別に違和感 (性別違和) を持つものの, 特に医療的な治療を必要としない者もあり, トランスジェンダーのうち, 性別適合手術 (性別再指定手術) を受けて身体変更を行った者あるいは身体変更を望む者 (トランスセクシュアル) の割合は20~30%にとどまっているとされる⁴⁾。そのほか, 性的指向や性自認がはっきりしていない場合や定まっていない, どちらかに決めたくないと感じるなど, 特定の状況にあてはまらないQ (クエスチョニング)⁵⁾ など, LGBTの分類に収まらない類型もある。

性同一性障害の児童生徒に対する小・中・高等学校での取り組みは, 文部科学省が2015年4月に出した「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について」⁶⁾により, 具体的な支援が開始され進んでいる。一方, 大学における取り組みについては, 2~3年前から先駆的な取り組みを始めたいくつかの大学⁷⁻⁹⁾を除けば, ほとんど把握できておらず, 取り組みそのものもいまだ進んでいないのが現状である¹⁰⁾。今後, 小・中・高等学校での取り組みが進むことを考慮すれば, 大学教育における取り組みは喫緊の課題であるといえる。

そこで, 大学における性的マイノリティの学生支援について実態や課題を明らかにし, 学生支援の方法等について検討することを目的に, 大学および短

所属

¹熊本保健科学大学保健科学部看護学科

*責任著者: 羽田野花美 E-mail: hadano@kumamoto-hsu.ac.jp

期大学を対象に実態調査を行った。

Ⅱ 方法

1. 調査対象および調査期間

中国・四国，九州・沖縄の大学・短期大学218大学，2018年2～3月。

2. 調査方法

郵送法による無記名自己記入式質問紙法

3. 調査内容

河嶋¹⁾の「大学における性的マイノリティの学生支援に関するアンケート調査」を参考に，河嶋の許可を得て作成した。主な調査内容は，「性同一性障害を含む性的マイノリティ（LGBT等）の学生支援のための手引きの作成の有無」「学生生活の手引きや学生相談室のリーフレット等への性同一性障害を含む性的マイノリティ（LGBT等）の学生への対応についての記載の有無」「性同一性障害を含む性的マイノリティ（LGBT等）の学生からの相談の有無および内容ならびに対応」「性同一性障害等を含む性的マイノリティ（LGBT等）の学生への特別の配慮の有無および内容」「性同一性障害を含む性的マイノリティ（LGBT等）に関する教職員への研修の有無」「性的マイノリティ（LGBT等）に関する取り組みの有無」および「性同一性障害を含む性的マイノリティ（LGBT等）に関する回答者自身の認識」である。

4. 分析方法

項目ごとに記述統計を行った。

5. 倫理的配慮

調査は，研究者が所属する大学の「人を対象とする医学系研究に関する倫理審査」を受け，承認を得たうえで実施した（承認番号：2016-40）。

対象者に対しては，研究の目的，参加は任意であること，個人や所属は特定されないこと，データは統計的に処理するとともに研究目的以外には使用しないこと，調査結果は学会や論文での公表を予定していること，質問紙の回答および返送をもって同意とみなすこと等について文書で説明した。

Ⅲ 結果

質問紙は83の大学・短期大学から回収された（回収率38.1%）。内訳は大学54（65.1%），短期大学29（34.9%）であった。回答者の所属部署については62名（74.7%）から回答があり，その内訳は，学生課・学生部25名（40.3%），学生支援室・学生相談センター20名（32.3%），医務室・保健室6名（9.7%）等であった。

1. 大学の取り組み

1) 性同一性障害を含む性的マイノリティ（LGBT等）の学生支援のための手引きの作成

「性同一性障害について作成している」1（1.2%），「作成していない」75（90.4%），「作成していないが検討中である」6（7.2%）であった（図1）。

2) 学生生活の手引きや学生相談室のリーフレット等に，性同一性障害を含む性的マイノリティ（LGBT等）の学生への対応についての記載の有無

「性的マイノリティ（LGBT等）について記載している」6（7.2%），「性同一性障害について記載している」2（2.4%），「記載していない」63（75.9%），「記載していないが検討中である」10（12.0%）であった（図2）。

3) セクシュアル・ハラスメントのパンフレットや学生生活の手引き，学生相談室のリーフレット等に，異性間だけでなく同性間や性同一性障害を含む性的マイノリティ（LGBT）へのハラスメントの言動の具体的な例示の記載の有無

「記載している」4（4.8%），「記載していない」64（77.1%）等であった（図3）。

4) 学生相談室や保健室等に性同一性障害を含む性的マイノリティ（LGBT等）の学生からの相談の有無

「ある／あった」46（55.4%），「ない／なかった」24（28.9%）等であった（図4）。

5) 上記4)の相談内容（複数回答）

「学生生活」34（73.9%），「家族・友人」20（43.5%），「心身の健康」19（41.3%），「就職・将来について」14（30.4%）等であった（図5）。

6) 上記5)への対応（複数回答）

「相談部署の性的マイノリティの専門（知識の

ある) 相談員が対応」24 (52.2%), 「相談部署の性的マイノリティの専門ではない(知識のない) 相談員が対応」15 (32.6%), 「外部の性的マイノリティの相談機関を紹介」6 (13.0%) 等であった(図6)。

7) 性同一性障害等を含む性的マイノリティ(LGBT等)の学生への特別の配慮の有無「している」25 (30.1%), 「していない」47 (56.6%) 等であった(図7)。
8) 上記7)の配慮の内容(複数回答)

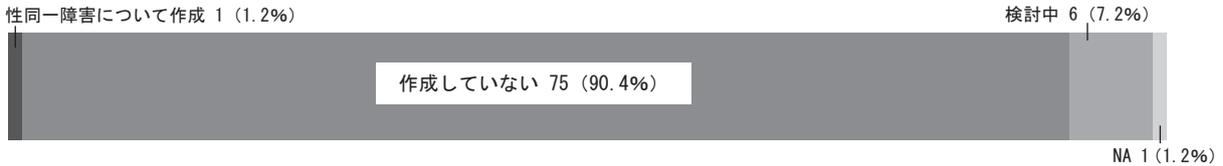


図1 性同一障害を含む性的マイノリティの学生支援のための手引きの作成 (N=83)

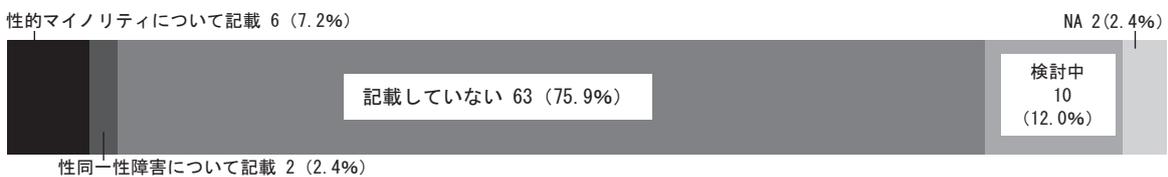


図2 学生生活の手引きや学生相談室のリーフレット等に、性同一性障害を含む性的マイノリティの学生の対応についての記載の有無 (N=83)

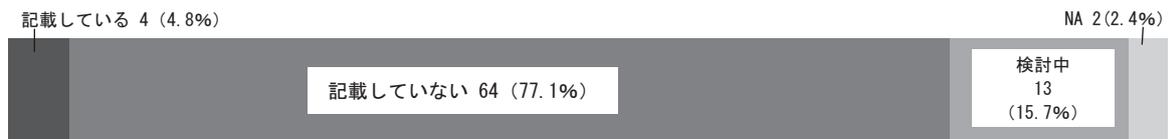


図3 セクシュアル・ハラスメントのパンフレットや学生生活の手引き、学生相談室のリーフレット等に、異性間だけでなく同性間や性同一性障害を含む性的マイノリティへのハラスメントの言動の具体的な例示の記載の有無 (N=83)



図4 学生相談室や保健室等に性同一性障害を含む性的マイノリティの学生からの相談の有無 (N=83)

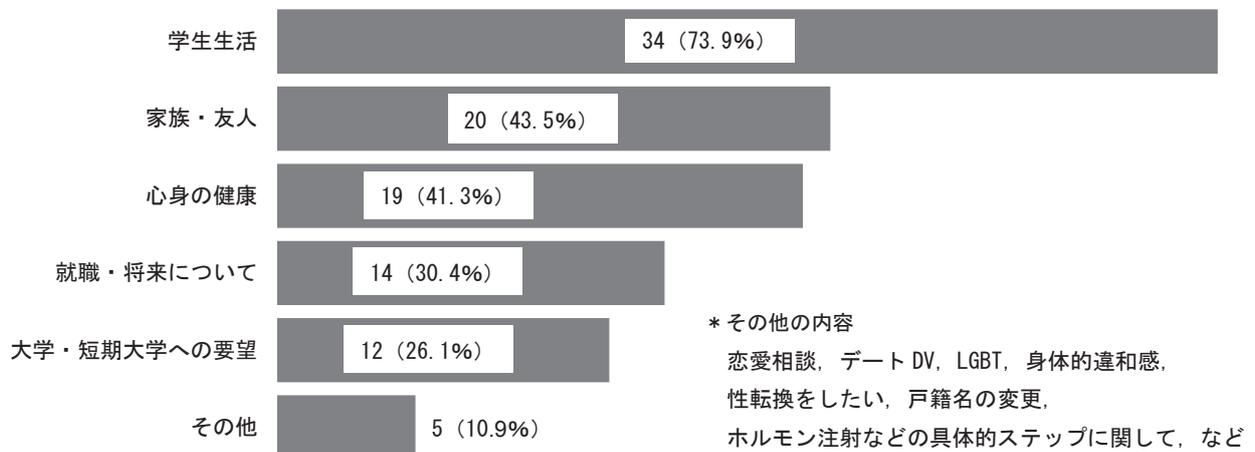


図5 性同一性障害を含む性的マイノリティの学生からの相談内容(複数回答) (n=46)

「トイレ」20 (80.0%), 「健康診断」17 (68.0%), 「授業での呼び名」13 (52.0%), 「通称名での学生証の記載」12 (48.0%), 「更衣室・シャワールーム」11 (44.0%), 「通称名での学籍簿」10 (40.0%) 等であった (図8)。

9) 性同一性障害を含む性的マイノリティ (LGBT等) の人権をテーマにした, 職員・教員への研

修の有無

「性同一性障害に関してある」4 (4.8%), 「性的マイノリティに関してある」14 (16.9%), 「検討・準備中である」7 (8.4%), 「ない」56 (67.5%) であった (図9)。

10) 性的マイノリティ (LGBT等) に関する何らかの取り組みの有無およびその内容

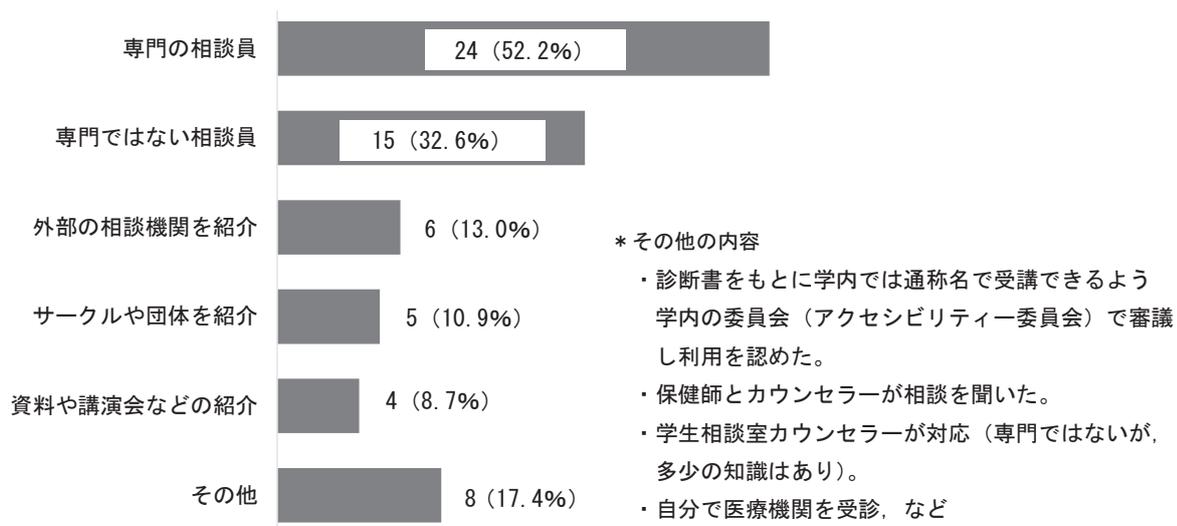


図6 性同一性障害を含む性的マイノリティの学生からの相談に対する対応 (n=46)



図7 性同一性障害等を含む性的マイノリティの学生への特別の配慮の有無 (N=83)

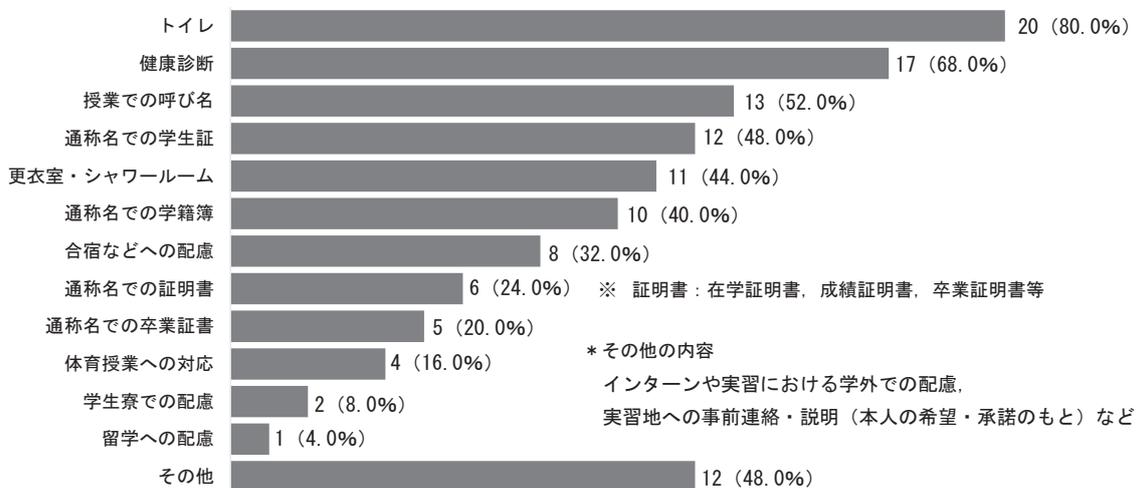


図8 性同一性障害を含む性的マイノリティの学生への特別の配慮の内容 (n=25)

「取り組んでいる」9 (10.8%), 「取り組んでいない」72 (86.7%) で (図10), 取り組みの具体的内容 (自由記載) としては, 「研修会の検討」「トイレの看板の変更」「通称名使用の手続きに関する対応手順の明確化」「健診の個別対応」等であった。

- 11) 上記10) の, 性的マイノリティ (LGBT 等) に関する取り組みを行うきっかけとなったできごと (自由記載)

「当事者学生からの支援要請があった」「学生の発案」「LGBT について研究をしている教員を中心とした学内外の活動」「学生の存在」等であった。

- 12) 性同一性障害を含む性的マイノリティ (LGBT 等) の学生サークルの有無

「公認のものがある」3 (3.6%), 「非公認のものがある」3 (3.6%), 「ない」50 (60.2%), 「把握していない」25 (30.1%), 未回答2 (2.4%) であった。

2. 性同一性障害を含む性的マイノリティ (LGBT 等) に関する回答者自身の認識

- 1) 性的マイノリティ (LGBT 等) ということばの意味を知っているか

「知っている」57名 (73.1%), 「だいたい知っ

ている」20名 (25.6%), 「知らない」は1名 (1.3%) であった。

- 2) 性同一性障害ということばの意味を知っているか

「知っている」57名 (73.1%), 「だいたい知っている」21名 (26.9%) で, 「知らない」と回答したものはなかった。

- 3) トランスジェンダーということばの意味を知っているか

「知っている」44名 (56.4%), 「だいたい知っている」27名 (34.6%), 「知らない」は7名 (9.0%) であった。

- 4) 性的マイノリティ (LGBT 等) の人が約13人に1人いるということを知っているか

「知っている」23名 (29.5%), 「だいたい知っている」24名 (30.8%), 「知らない」30名 (38.5%), 未回答1 (1.3%) であった。

- 5) 勤務する大学において, 性的マイノリティ (LGBT 等) の学生支援の取り組みについて, その必要性を感じているか

「感じている」21名 (25.3%), 「やや感じている」32名 (38.6%), 「感じていない」12名 (14.5%), 「わからない」16名 (19.3%) 等であった (図11)。

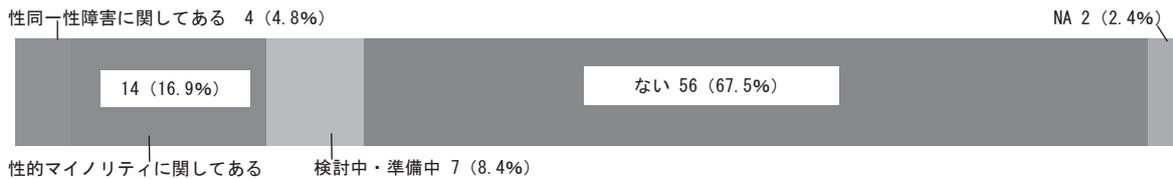


図9 性同一性障害を含む性的マイノリティの人権をテーマにした教職員への研修の有無 (N=83)

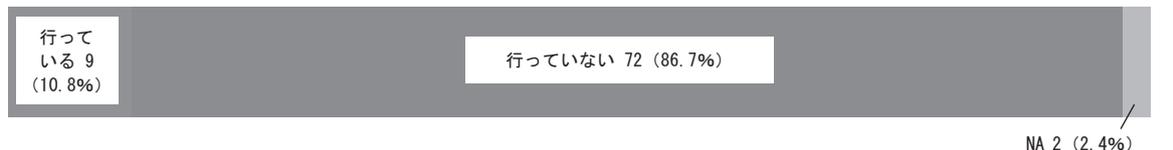


図10 性的マイノリティに関する取り組みの有無 (N=83)



図11 性的マイノリティの学生支援の取り組みの必要性を感じているか (N=83)

Ⅳ 考察

今回の調査対象は、中国・四国、九州・沖縄の大学・短期大学で、回収率も約4割と半分未満だったが、約3割の大学・短期大学が性的マイノリティの学生に対して特別の配慮を行っていた。しかし、ほとんどの大学・短期大学が、性的マイノリティの学生支援のための手引きの作成や性的マイノリティの学生への対応について学生生活の手引きや学生相談室のリーフレット等への記載をしていなかった。一方、約6割の大学・短期大学が、性的マイノリティの学生から相談を受けており、その内容は、学生生活が約7割を占め、家族・友人、心身の健康、就職・将来についてなど多岐にわたっていた。それに対して、学内の性的マイノリティの専門（知識のある）相談員が対応しているのは約半数で、それ以外は、専門ではない（知識のない）相談員等が対応していたり、外部の性的マイノリティの相談機関や学内外の性的マイノリティの団体などの紹介、性的マイノリティに関する資料や講演会などの紹介にとどまっていた。

また、約6割の大学・短期大学が性的マイノリティの学生支援の必要性を感じていたが、実際に何らかの取り組みを行っている大学・短期大学は約1割にとどまり、教職員を対象とした性的マイノリティに関する研修も検討・準備中を含めると約8割の大学・短期大学が行っていなかった。以上のことから、ほとんどの大学が組織的・具体的な取り組みには至っていないといえ、早急な対策が喫緊の課題であるといえる。そのためには、河嶋¹²⁾も提言しているように、まず、性的マイノリティの学生支援のための指針（ガイドライン）の作成が必要である。また、性的マイノリティの学生が相談窓口を訪れることでその存在が表面化することが多いことから、その存在が可視化されていなくても存在しているものとしてとらえ、必要な支援策を講じておく必要がある。さらに、支援体制の整備には性的マイノリティの学生に理解がある推進力となる教職員が必要である。そのためには、特に学生相談室や学修支援室のスタッフをはじめ、全教職員への研修が必要である。

Ⅴ 結語

大学における性的マイノリティの学生支援について実態や課題を明らかにし、学生支援の方法等について検討するため、中国・四国、九州・沖縄の大学および短期大学を対象に実態調査を行った。その結果、約6割の大学・短期大学が性的マイノリティの学生支援の必要性を感じていたが、ほとんどの大学・短期大学が組織的・具体的な取り組みには至っていない状況であり、早急な対策が喫緊の課題である。

謝辞

調査にご協力いただきました中国・四国、九州・沖縄の大学および短期大学のみなさまに深謝いたします。

なお、本研究は、平成28年度熊本保健科学大学学内研究費の助成を受けたものの一部であり、その要旨は第38回日本看護科学学会学術集会で発表した。

利益相反

本研究における利益相反は存在しない。

文献

- 1) 針間克己：LGBT と精神医学. 精神科治療学31(8). 967-971, 2016.
- 2) 電通総研調査（2012年・2015年）
- 3) 法務省：性の多様性について考える (http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00126.html) [2018.8.20アクセス]
- 4) 三成美保：教育でのLGBTの権利保障の課題. 三成美保編集, 教育とLGBTIをつなぐ 学校・大学の現場から考える, 第1版, 青弓社, p21, 2017.
- 5) 中塚幹也：LGBTI当事者ケアに向けた学校と医療施設との連携. 三成美保編集, 教育とLGBTIをつなぐ 学校・大学の現場から考える, 第1版, 青弓社, pp76-78, 2017.
- 6) 文部科学省：性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等 (http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/27/04/1357468) [2018.8.20アクセス]
- 7) 国際基督教大学：LGBT学生生活ガイド in

- ICU トランスジェンダー／GID 編 (http://web.icu.ac.jp/cgs/docs/20151021_TSGuide_v8.pdf)
- 8) 大阪大学：大阪大学 SOGI 基本方針の策定について (<http://www.danjo.osaka-u.ac.jp/sogi/>) [2019.8.23アクセス]
- 9) お茶の水女子大学：トランスジェンダー学生受入れに関する対応ガイドライン (http://www.ocha.ac.jp/news/20190528_d/fil/TG_guideline20190528.pdf) [2019.8.23アクセス]
- 10) 河嶋静代：大学での性的指向と性自認が非典型的の学生支援の課題，三成美保編集，教育とLGBTIをつなぐ 学校・大学の現場から考える，第1版，青弓社，pp214-215, 2017.
- 11) 河嶋静代：性的マイノリティの学生支援における課題，平成26年度 ジェンダー問題 調査・研究支援事業報告書 北九州市立男女共同参画センター ムーブ，pp67-70, 2015.
- 12) 前掲書12)，pp217-218, 2017.
(令和元年9月30日受理)